

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

五條市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

五條市は、奈良県の南西部に位置している。本市の北部地区においては、京阪神圏の大都市近郊である立地条件を生かし、田畑輪換による水田園芸農業で付加価値の高い農産物の生産が行われている。

本市の中央部は、平成 13 年に国営総合農地造成が完了し既成畑も含め、1,382 ha の樹園地が形成され、特に柿の収穫量においては日本一となり、奈良県の約 90%以上を占める一大生産地となっている。

また、畜産業においても養鶏、肉牛、乳牛、養豚、養蜂も盛んに行われている。

本市の農業構造については、昭和 40 年代から若者の他産業への流出が進むとともに、就業機会の拡大により兼業化が進み、農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、農地の流動化が進まないまま推移してきた。しかし、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、本市は中山間地域であり、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が一部遊休化し、近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正することを図る。また、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全することを図る。同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	五條地区 野原地区 宇智地区 牧野地区 阪合部地区 北宇智地区 南宇智地区 南阿太地区 大阿太地区 西吉野地区	法第3条第3項第1号及び同項2号及び同項3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 多面的機能支払交付金の対象地域

- 1) 農業振興地域内の農用地（以下、「農振農用地」という。）または、農振農用地と一体的に取り組む農業振興地域内等における農地。
- 2) 市街化区域内の生産緑地（以下、「生産緑地」という。）。

(2) 中山間地域等直接支払交付金の対象地域及び対象農用地の基準

- 1) 交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法の実施地域（旧南阿太村、旧阪合部村）、半島振興法の実施地域（五條市全域）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の農用地
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。
- (オ) 奈良県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(3) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(4) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- 1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- 2) 農業従事者 1 人当たりの所得が奈良県の都市部の勤労者の 1 人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払の対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。

ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

3) 認定農業者に準ずる者

「認定農業者に準ずる者」として市長が認定する者とは次のすべてに該当する者とする。

- 1) 年間労働時間が主たる農業従事者一人あたり 2,000 時間程度の経営体
- 2) 年間農業所得が 360 万円程度の経営体